

2026 年第 12 號法律公告

《2026 年強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條
指明日期) (修訂) 公告》

(由財經事務及庫務局局長根據《強制性公積金計劃條例》(第 485 章)
第 19N 條作出)

1. 生效日期

本公告自 2026 年 3 月 26 日起實施。

2. 修訂《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期)
公告》

《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) 公告》
(第 485 章，附屬法例 N) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂附表

附表——

加入

“23. BCT (強積金) 行業計劃 2026 年 3 月 26 日

24. 東亞 (強積金) 行業計劃 2026 年 4 月 30 日”。

《2026 年強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) (修訂) 公告》

2026 年第 12 號法律公告

B92

財經事務及庫務局局長
許正宇

2026 年 1 月 19 日

註釋

本公告修訂《強制性公積金計劃 (為施行第 19M(2)(a) 條指明日期) 公告》(第 485 章，附屬法例 N)——

- (a) 指明 2026 年 3 月 26 日為《強制性公積金計劃條例》(第 485 章) 第 19M(1) 條 (**第 19M(1) 條**) 開始就 BCT (強積金) 行業計劃的核准受託人的職能 (不屬該條例第 19M(4) 條所界定的特定職能 (**特定職能**) 者) 而適用於該受託人的日期；及
- (b) 指明 2026 年 4 月 30 日為第 19M(1) 條開始就東亞 (強積金) 行業計劃的核准受託人的職能 (不屬特定職能者) 而適用於該受託人的日期。